

「フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領」の一部改正について

(改正理由)

京都府による「フレックス工期による契約方式の試行に係る事務取扱要領」の一部改正に伴い、以下のとおり本市の「フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領」の一部を改正するもの。

(施行日) 令和3年3月3日

新	旧	対	照	表
旧		新		
<p>(工事開始期限日及び工事開始日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>4 工事開始期限日は、原則として、当該入札等の開札予定日から <u>90</u> 日以内の日としなければならない。</p> <p>附 則 この要領は、平成 31 年 1 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。</p>		<p>(工事開始期限日及び工事開始日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>4 工事開始期限日は、原則として、当該入札等の開札予定日から <u>120</u> 日以内の日としなければならない。</p> <p>附 則 この要領は、平成 31 年 1 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和 3 年 3 月 3 日から施行する。</u></p>		